

平成23年度 国民健康保険税 税率改定のお知らせ

この度、急速な高齢化や一人あたり医療費等の増加により、医療給付費は年々増加し、国保運営は極めて厳しい状況となっています。これは、蔵王町に限らず全国的なものとなっており、増加し続ける医療費等に見合った税率に改定しなければ、医療給付費を支払うことが困難となります。広報4月号でお知らせしましたが、このような事情により今回やむなく税率改定することとなりました。

また、今回の改定により裏面のとおり軽減割合を拡充しました。さらに、納期を9回から10回に増やし加入者の皆様に少しでも納めやすくなるようにいたしました。

国民健康保険税の税率表

区 分		改定前	改定後	改定率	平均改定	
医 療 給 付 費 分	所得割額	7.4%	9.2%	+1.8%	14.05%	
	資産割額	30.0%	28.0%	-2%		
	均等割額	19,500 円	22,500 円	+3,000 円		
	平等 割額	特定世帯以外	21,500 円	25,500 円		+4,000 円
		特定世帯	10,750 円	12,750 円		+2,000
賦課限度額		50 万	51 万	+1 万		
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	所得割額	2.1%	2.5%	+0.4%	14.76%	
	資産割額	10.0%	9.0%	-1.0%		
	均等割額	5,500 円	7,000 円	+1,500 円		
	平等 割額	特定世帯以外	8,000 円	9,500 円		+1,500 円
		特定世帯	4,000 円	4,750 円		+750 円
賦課限度額		13 万	14 万	+1 万		
介 護 納 付 金 分	所得割額	1.2%	1.5%	+0.3%	20.73%	
	資産割額	8.0%	8.0%	-		
	均等割額	6,500 円	8,000 円	+1,500 円		
	平等割額	4,500 円	7,000 円	+2,500 円		
	賦課限度額		10 万	12 万		+2 万
合 計					16.37%	

注) 1. 特定世帯：もともと国保世帯で、外の世帯員が後期高齢者医療制度へ移行して国保の被保険者でなくなったため、1人だけが国保に残った世帯のことをいいます。

※ この日から5年間（国保の被保険者に異動があったときや世帯主の変更があったときは、その日まで）、医療給付費分と後期高齢者支援金分の平等割額が半額で課税されます。

2. 医療給付費分と後期高齢者支援金分は、国保被保険者全員に課税されます。介護納付金分は、40歳～64歳の国保被保険者の方に課税されます。

国民健康保険税軽減制度の改定について

保険税は世帯の収入や人数、試算の状況によって課税されますが、今年度より低所得者世帯に対する世帯割と人数割の軽減割合を増やしました。

世帯主・国保被保険者・ <u>特定同一世帯所属者</u> の合計所得金額	軽減割合 改定前	軽減割合 改定後
33万円以下のとき	6割	7割
【33万円+245,000円×(世帯主を除く被保険者数+ <u>特定同一世帯所属者</u>)】以下のとき	4割	5割
【33万円+350,000円×(被保険者数+ <u>特定同一世帯所属者</u>)】以下のとき	—	2割

◎ 所得税(住民税)の未申告者がいる世帯は、上の表に該当する場合でも、国保税の軽減は受けられません。8月中に役場町民税務課で申告を済ませるようにしてください。

◎ 特定同一世帯とは、75歳以上で後期高齢者医療制度へ移行し国民健康保険の加入者でなくなった後も、継続して同一の世帯に属する方。但し、国民健康保険加入者でなくなった日から5年過ぎると、特定同一世帯所属者ではなくなります。また、世帯主の異動があった場合は同一の世帯とみなされなくなり、特定同一世帯所属者ではなくなります。

<国民健康保険税の納税通知書をお送りします>

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納付月	4月	5月 増えた月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
区分	暫定分(4月送付)			本算定(今回送付分)						

(注) 納入期限について

通常、納付月の末日ですが、金融機関が休日の場合は、翌営業日が納期限となります。

お問い合わせは 町民税務課まで (TEL33-3002 内線 (157))